

## 警察職員の職務執行に対する苦情に関する処理要綱の改正について

平成26年12月19日  
大通達甲（監察）第3号  
警務部長から本部各課・  
所・隊・室長、警察学校  
長、各警察署長宛て

### （概要）

この要綱は、警察職員の職務執行についての苦情の取扱いの手続き及び苦情の処理について必要な事項を定めたものである。